

薬生発 0318 第 2 号
令和 4 年 3 月 18 日

公益社団法人 日本臨床工学技士会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医薬関係者からの医薬品、医療機器、再生医療等製品、医薬部外品及び化粧品の副
作用、感染症及び不具合報告の実施要領について

標記の件について、別添のとおり都道府県知事等宛て通知しましたので、貴会傘下
の会員に対しても周知いただきますよう御配慮方お願いいたします。